年　　月　　日

　柳津町長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

柳津町空き家改修支援事業補助金交付申請書

　柳津町空き家改修支援事業補助金の交付を受けたいので、柳津町空き家改修支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工業者住所氏名又は名称　 |  |
| 工事物件所在地 | 柳津町大字 |
| 工事概要 |  |
| 補助対象工事費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 改修工事期間 | 着手予定　　　　　　年　　　月　　　日から完成予定　　　　　　年　　　月　　　日まで |
| 確認事項　 | 上記工事に係る他の制度による補助金等の有無 | 有 ・ 無 |
| 　上記申請要件の確認のために必要があるときは、他の制度の補助金等について、関係部局に報告を求めることに同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印 |
| 添付書類　（１）空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し　（２）入居者全員分の住民票（目的が定住の場合のみ）　（３）工事見積書（内訳明細が確認できるもの）　（４）改修予定箇所の現況写真　（５）空き家の改修に関する所有者等の承諾書（賃貸借契約の場合のみ）　（６）その他町長が必要と認める書類 |

※裏面も記入・押印してください。

誓約書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

私は、柳津町空き家改修支援事業補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、全額（一部）を返還いたします。

柳津町空き家改修支援事業補助金交付要綱　抜粋

　（補助金の返還等）

第１１条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が特に取り消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(１)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(２)　補助金対象工事を承認なく変更し、又は取りやめたとき

(３)　目的が定住の場合は、第６条第１項で住民票の提出のあったいずれの人も補助金の交付を受けた日から１年以内に入居しないとき又は引き続き５年以上居住しないとき。目的が利活用の場合は、補助金の交付を受けた日から１年以内に事業を開始しないとき又は引き続き事業を５年以上継続しないとき。

(４)　前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

２　申請者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

３　第１項第３号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

別表（第１１条第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付日からの経過年数 | 返還を求める補助金の額 |
| １年未満 | 交付額の１００％ |
| １年以上２年未満 | 交付額の８０％ |
| ２年以上３年未満 | 交付額の６０％ |
| ３年以上４年未満 | 交付額の４０％ |
| ４年以上５年未満 | 交付額の２０％ |